



2025 年 7 月 22 日

各 位

会社名 ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 兼グループ CEO 小野 有理
(コード番号 6699 東証プライム)
問合せ先 専務執行役員 CFO 徳原 英真
(TEL 06-6302-8211)

譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、2025 年 7 月 21 日開催の当社の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行(以下、「本新株式発行」といいます。)を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本新株式発行の概要

(1)	払込期日	2025 年 8 月 19 日
(2)	募集株式の種類及び数	当社普通株式 89,900 株
(3)	募集株式の金額	1 株につき 585 円
(4)	払込金額の総額	52,591,500 円
(5)	割当予定先	監査等委員でない取締役 *1) 4 名 40,000 株 監査等委員である取締役 *1) 3 名 5,000 株 執行役員 *2) 10 名 29,800 株 技監 *2) 5 名 6,800 株 子会社の取締役他 3 名 8,300 株 *1) 社外取締役を含みます。 *2) 執行役員、技監とは委任契約を締結しています。

2. 本新株発行の目的及び理由

当社は、2021 年 5 月 24 日開催の当社の取締役会において、当社の監査等委員でない取締役、執行役員、技監及び当社の子会社の取締役に対しては、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、監査等委員でない社外取締役に対しては、経営方針や経営改善についての助言や経営の監督を通じて会社の持続的成長や中長期的

企業価値の向上に貢献する意識を一層高めることを目的として、監査等委員である取締役に対しては株主の皆様との価値共有により、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与することを目的として、当社の取締役(社外取締役を含み、監査等委員である取締役を除きます。)、監査等委員である取締役(社外取締役を含みます。)、執行役員、技監及び当社の子会社の取締役(以下、「対象取締役等」といいます。))に対して、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を導入することを決議しております。

また、2021年6月25日開催の当社第3期定時株主総会において、本制度に基づき、当社の取締役(社外取締役を含み、監査等委員である取締役を除きます。))に対して譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、既存の金銭報酬枠の範囲内で年額100百万円(うち社外取締役分は4百万円以内)以内とすること、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は年40,000株(うち社外取締役分は1,600株以内)以内とすること、監査等委員である取締役(社外取締役を含みます。))に対して譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、既存の金銭報酬枠の範囲内で年額26百万円(うち監査等委員である社外取締役分は6百万円以内)以内とすること、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は年10,400株(うち監査等委員である社外取締役分は2,400株以内)以内とすること、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役がその地位を喪失するまで(監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役が死亡により退任・退職した場合を含みます。))とすること、既存の株式報酬型ストックオプション制度は廃止すること等につき、ご承認をいただいております。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間及び譲渡制限

譲渡制限付株式の譲渡制限期間は対象取締役等が当社及び当社の子会社の監査等委員でない取締役、監査等委員である取締役、監査役、執行役員、技監その他これに準ずる地位のいずれの地位をも喪失(対象取締役等が死亡により退任・退職した場合を含みます。))するまで(以下、「本譲渡制限期間」といいます。))といたします。

本譲渡制限期間中、対象取締役等は、割り当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」といいます。))につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分をすることができないものといたします(以下、「本譲渡制限」といいます。))。

(2) 本譲渡制限の解除条件

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役等が、本譲渡制限期間中、継続して当社及び当社の子会社の監査等委員でない取締役、監査等委員である取締役、監査役、執行役員、技監その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間満了時点をもって、当該時点において対象取締役等が保有する本割当株式の全部につき、本譲渡制限を解除します。ただし、対象取締役等が、譲渡制限付株式の交付日以後、最初に開催される当社の定時株主総会が終了する前に上記に定める地位を喪失した場合(対象取締役等が死亡により退任・退職した場合を含みます。))、対象取締役等が保有する本割当株式の全部について、当該時点をもって当然

に無償で取得するものとします。また、解除すべき時点において譲渡制限付株式の交付を受けることとなる日の属する事業年度終了後 3 か月を超えていなかった場合においても、当該時点をもって当然に無償で取得します。

(3) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、本制度の導入と合わせてクローバック制度を導入し、対象取締役等が、重大な不正会計等の法令違反行為を行った場合や巨額損失が発生した場合、その他譲渡制限付株式割当契約に定める一定の事由に該当した場合、当社は本割当株式の全部又は一部を、当然に無償で取得します。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、当該承認の日が、本割当株式の交付日以後、最初に開催される当社の定時株主総会の終結後であることを条件として、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、対象取締役等が保有する本割当株式の全部につき、本譲渡制限を解除します。ただし、解除すべき時点において譲渡制限付株式の交付を受けることとなる日の属する事業年度終了後 3 か月を超えていなかった場合には、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、当社は、対象取締役等が保有する本割当株式の全部を当然に無償で取得するものとします。

(5) 株式の管理に関する定め

対象取締役等は、みずほ証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、本譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものとします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式発行における募集価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社の取締役会決議日の直前営業日（2025 年 7 月 18 日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である 585 円としております。これは、当社の取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上